

市第12号議案

鶴見区鶴見中央一丁目所在市有建物の無償譲渡

次のように無償で財産を譲渡する。

平成29年5月19日提出

横浜市長 林 文子

1 譲渡する財産の表示

建物

所 在	種 類	構 造	床 面 積	評 価 額
鶴見区鶴見中央 一丁目30番22号	公衆トイレ	鉄筋コンクリ ート造	m ² 30.36	円 10,378,226

2 譲渡の相手方

東京都港区高輪2丁目20番20号

京浜急行電鉄株式会社

代表取締役 原 田 一 之
社 長

提 案 理 由

京浜急行電鉄株式会社に対し、財産を無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第5号まで省略）

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

（第7号から第15号まで及び第2項省略）

京浜急行電鉄株式会社に関する調書

- 1 設立年月日 昭和23年6月1日
- 2 業務内容
 - (1) 鉄道事業
 - (2) 道路運送事業
 - (3) 海上運送業
 - (4) 土地建物の売買、賃貸、仲介及び管理
 - (5) その他附帯する事業
- 3 現資本金額 43,738,735,119 円

無償譲渡に係る建物位置図

鶴見区

